

事 務 連 絡

平成25年2月8日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ボリビア産ごまの種子のハロキシホップ)

標記については、平成25年1月22日付け食安輸発0122第1号により通知したところ
です。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、ボリビア産ごまの種子
及びその加工品については、ハロキシホップに係る検査命令を実施するようお願い
します。

(参考) 平成25年2月6日現在の検査受託可能検査機関

一般財団法人 新日本検定協会

財団法人 日本冷凍食品検査協会

社団法人 日本油料検定協会